お役立ち情報

桑名労働基準協会

2026. 10. 19　Vol.084

○「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」について（公示 第 30 号）

【 厚生労働省ホームページ：ホーム ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 雇用・労働 ＞ 労働基準 ＞ ＞ 安全・衛生 ＞ 職場における化学物質対策について ＞ ＞ 「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」について（公示）（令和８年 10 月１日技術上の指針公示第 30 号）】

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」に関する公示**（技術上の指針公示第 30 号）**

労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針を次のとおり公表する。

令和 8 年 10 月 1 日

厚生労働大臣　上野 賢一郎

1　名称

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

2　趣旨（抄）

(1) 国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、さらに、化学物質による休業 4 日以上の労働災害のうち、特別規則の規制の対象となっていない物質に起因するものが約 8 割を占めており、また、化学物質へのばく露に起因する職業がんも発生している。

これらを踏まえ、特別規則の規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性や有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備や拡充を前提として、事業者が危険性や有害性に関する情報を踏まえたリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施するための制度を導入することとした。

(2) 本指針は、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第 3 号）と相まって、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業者において、労働安全衛生規則等の規定が円滑かつ適切に実施されるよう、安衛則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

○　濃度の基準（以下「濃度基準値」）及びその適用、
○　労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための方法、
○　物質の濃度の測定における試料採取方法及び分析方法
○　並びに　有効な保護具の適切な選択及び使用等

について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定した。

なお、リスクアセスメント対象物以外の化学物質を製造し、又は取り扱う事業者においては、本指針を活用し、労働者が当該化学物質にばく露される程度を最小限度とするように努めなければならない。

☞　詳しくは・・・

3　**適用日　令和 8(2026)年 10 月 1 日**

4　指針

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針公示第 30 号）

5　新旧対照表

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件
（令和 8 年 10 月 1 日技術上の指針公示第 30 号）に係る新旧対照表

【厚生労働省　労働基準局　安全衛生部　化学物質対策課　環境改善・ばく露対策室】
（2026. 10. 2）

○「ヤマモリ株式会社　桑名工場 殿」が
三重労働基準協会連合会長から表彰されました

【桑名労働基準協会 HP　＞ 顕彰】

令和８(2026)年 10 月１日
令和８(2026)年度　三重県産業安全衛生大会 において

ヤマモリ株式会社　桑名工場 殿が

一般社団法人 三重労働基準協会連合会長表彰
優良事業場賞　を受賞されました。



＜主たる表彰理由＞

○ 安全衛生協議会に加え、様々な部会を設置するなど、管理体制を整え災害防止・疾病防止に注力している
○ 協力業者を含めた全労働者一体となった災害防止・疾病防止活動に注力している
○ 新入社員、途中入社・パート労働者等に対する基礎教育を始め、全労働者を対象とした教育訓練に注力し、安全衛生水準の底上げを図っている
○ 過重労働防止、健康づくり、メンタルヘルス、化学物質管理、熱中症予防等の各種衛生対策、健診事後措置の実施確認報告制度も充実させている

（2026. 10. 5）
【桑名労働基準協会】